

全設健発第 743 号
令和元年 5 月 31 日

事業主 殿

全国設計事務所健康保険組合
理事長 内田 勝巳
〔公 印 省 略〕

算定基礎届・賞与支払届のご提出等について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

健康保険組合の運営につきましては、日頃よりご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、被保険者の算定基礎届は健康保険法施行規則第 25 条により、毎年 7 月 1 日現在の被保険者全員についてその年の 4 月・5 月・6 月に受けた報酬月額を所定の期間に届出し、その年の 9 月以降の保険給付額や保険料の計算の基礎となる「標準報酬月額」を決定することとなっております。

つきましては、算定基礎届のご提出につき、下記事項にご留意のうえ提出（送付）していただきますようお願いいたします。

また、賞与支払届については、賞与の支払日から 5 日以内に「賞与総括表」と合わせてご提出（送付）してください。

なお、当組合では、平成 28 年 12 月から個人番号制度の施行に伴い日本年金機構への書類の回送業務を終了し、一定期間経過したことから今年度より厚生年金分の届出用紙の作成は取り止めさせていただきます。厚生年金分の届出用紙は、日本年金機構から各事業主宛に 6 月頃送付される予定です。詳細につきましては、日本年金機構にお問い合わせください。

記

1. 算定基礎届等の作成要領

同封の「2019 年度版 算定基礎届・月額変更届の手引き」をご参照ください。

2. 提出(送付)日

算定基礎届を短期間かつ能率的に処理するため、事業所ごとの提出日を別紙のとおり定めておりますので必ず指定された日時に持参いただくか、指定された日までに健康保険組合必着にて送付してください。指定日までに算定の書類の持参もしくは送付がない場合は、電話・はがき等で督促させていただくことになりますのでご了承ください。

7月の業務は大変混み合いますので、6月の給与支払後の提出もご検討願います。(控えは7月に送付します。)

3. 提出書類

健保分につきましては当健康保険組合より複写式の用紙を配布(送付)します。なお、いままでに電子媒体(CD・DVD)にて提出された事業所並びに自社にて届出用紙を作成し提出された実績のある事業所には、届出用紙は送付しませんのでご了承ください。

① 定時決定

- ・算定基礎届
- ・算定基礎届総括表(用紙上部が赤色の用紙)

② 賞与

- ・賞与支払届
- ・賞与支払届総括表

・電子媒体で届出される時の注意点

- ① セキュリティ対策強化のため、電子媒体データファイルを暗号化して提出される場合は、日本年金機構のホームページよりダウンロードして、電子媒体届出とは別に「パスワード通知書」を当組合に送付してください。
- ② 詳細は日本年金機構のホームページ <https://www.nenkin.go.jp/> 中の「電子申請・電子媒体申請」⇒「届出データのパスワードを設定する場合」をご参照ください。
この他のソフトウェアで暗号化されたファイルは受付できない場合がありますのでご了承ください。

4. 提出先

全国設計事務所健康保険組合 算定会場

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-37-9

郵送の場合は、封筒に赤字で「算定基礎届在中」と記載して算定（適用）関係書類のみを一括して上記住所に送付してください。

（熱海リフレッシュセンター申込書など、他の書類を同封されないようお願いします。）

5. 事業主印の押印の省略について

算定基礎届・月額変更届の届出を2枚以上提出する場合は、最初の1枚目は必ず事業主印を押印してください。ただし、2枚目以降は事業主印の押印を省略することができます。

6. 算定事務個別相談会

算定基礎届の作成で、ご不明な点がございましたら個別相談会をご利用ください。

① 日時：令和元年6月25日（火）・26日（水）

午前9時30分～正午／午後1時30分～午後4時30分

② 場所：けんぽプラザ3階集会室（算定会場）

③ 個別相談の申し込み：事前にご希望の相談日時をお電話でご連絡ください。

第一業務部適用課 ☎ 03-3404-7344

④ ご持参いただくもの：算定基礎届並びに賃金台帳等必要書類一式

7. その他

① 算定基礎届の提出までの間に月額変更届・資格取得届・資格喪失届を提出される場合は、従前並びに被保険者数の確認を行う必要がありますので、算定基礎届と一緒に提出（送付）してください。

② 算定基礎届提出時は、原則、賃金台帳等の持参（添付）は不要です。
ただし、内容を確認した結果必要と認められる場合は、賃金台帳等の提出を求めることがあります。

③ 降給（給与が下がる場合）の月額変更届は、降給した前月から4ヶ月分の賃金台帳（写）、役員の場合は役員会の議事録（写）を添付してください。

算定基礎届提出日程表

受 付 日	時間	事 業 所 番 号 (カッコ内の事業所を除く)
7 月 1 日 (月)	午前	3 ～ 248 (48・155・162・210・231)
	午後	259 ～ 679 (307・434・658・661・663・664・670・672・678)
7 月 2 日 (火)	午前	682 ～ 899 (683・745)
	午後	902 ～ 1120 (1040・1059・1094)
7 月 3 日 (水)	午前	1122 ～ 1319 (1190)
	午後	1321 ～ 1620 (1486)
7 月 4 日 (木)	午前	1622 ～ 1759 (1713)
	午後	1761 ～ 1789
7 月 5 日 (金)	午前	1792 ～ 1850
	午後	1852 ～ 1922 (1859)
7 月 8 日 (月) (午後2時までには来所してください)	午前	48・155・162・210・231・307・434・658・661・663・664 670
	午後	672・678・683・745・1040・1059・1094・1190・1486・1713 1859
7 月 9 日 (火) ～10 日 (水)	午前	予備日
	午後	

- ① 健康保険法施行規則第 25 条により届出時期は 7 月 1 日～7 月 10 日までと定められています。

「受付時間」・・・午前の部 午前 9 時 30 分 ～正午

午後の部 午後 1 時 30 分 ～4 時 30 分

「受付方法」・・・受付に事業所番号を教えてください。受付番号札と被保険者名簿をお渡しします。係員が順次呼びしますのでお掛けになってお待ちください。

- ② 指定日時の変更やその他ご不明な点は、第一業務部適用課までお問い合わせください。☎ 03-3404-7344 (2F 業務部直通)

- ③ 算定期間中 (7 月 1 日～10 日) の算定業務のお問い合わせは、算定会場専用電話にお願いいたします。☎ 03-5775-0170 (3F 算定会場専用電話)